

10月15日以降の旭市スポーツ少年団活動の取り扱いについて

令和3年10月15日

スポーツ少年団活動は旭市内小・中学校の部活動に準じた形でお願いします。

(1) 通常の練習について

- ・実施に際しては、(公)日本スポーツ協会や各中央競技団体が策定するガイドラインに則った感染予防策を実施していただき、その内容をあらかじめ参加者や保護者に周知し、参加について同意を得てください。

(2) 大会参加について

- ・県内及び県外大会への参加を認めます。参加にあたっての注意事項や観客の有無等について、大会主催者の感染対策ガイドライン等に沿って参加してください。
- ・可能な限り日帰りとし、遠方のため宿泊を必要とする場合は、保護者の理解のもと、感染対策が十分に取られている宿泊施設を利用してください。

(3) 練習試合等について

- ・県内及び県外チームとの練習試合や合同練習を認めます。相手チームとの情報共有を事前に行い、健康状態の把握をはじめ、感染対策を講じた上で実施してください。

(4) 合宿について

- ・大会時の宿泊同様に感染防止対策を徹底した上で、感染対策が十分に取られている宿泊施設に宿泊する場合は可とします。

(5) その他

- ・満12歳以上の団員のワクチン接種と大会や練習試合等の日程が重なった場合は、ワクチン接種及び本人、保護者の意向を最優先としてください。また、ワクチン接種後の副反応等、体調が優れない場合は、無理をさせず、休ませてください。